

特別償却の付表（十五）の記載の仕方

1 この付表（十五）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の2第1項《特定事業継続力強化設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の20第1項《特定事業継続力強化設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定事業継続力強化設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定事業継続力強化設備等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 この付表（十五）は、まず、(12)欄から(26)欄までの各欄を記載し、次いで、(1)欄から(11)欄までの各欄を記載します。

3 「特定事業継続力強化設備等の種類等1」には、耐用年数省令別表に基づき、特定事業継続力強化設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その特定事業継続力強化設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

4 「取得価額6」には、特定事業継続力強化設備等の取得価額を記載します。

ただし、その特定事業継続力強化設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、次の減価償却資産にあつては、その区分に応じ、それぞれ次のものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

(1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が100万円未満のもの

(2) 器具及び備品…1台又は1基の取得価額が30万円未満のもの

(3) 建物附属設備…一の建物附属設備の取得価額が60万円未満のもの

5 「償却・準備金方式の区分9」は、その特定事業継続力強化設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

6 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日10」には、中小企業等経営強化法第50条第1項又は第52条第1項に規定する事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について同法第50条第1項又は第52条第1項の認定を受けた年月日を記載します。

（ ）内には、認定を受けた計画の区分に応じ、それぞれ「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」を記載します。

(2) 「事業の用に供した特定事業継続力強化設備等の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項11」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が中小企業等経営強化法第50条第2項第2号ロに規定する事業継続力強化設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載します。

7 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特定事業継続力強化設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合17」が50%以上となる場合又は「保有割合19」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、措置法第44条の2第1項又は第68条の20第1項の規定の適用はありませんので、注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細20～25」

の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（その法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

(3) 中小企業者又は中小連結法人に該当する法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得金額（別

表一等の「1」の金額がマイナスの場合は0）又は連結所得金額（別表一の二等の「1」の金額がマイナスの場合は0）の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（年平均額）が15億円を超える法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（以下「適用除外事業者」といいます。）に該当する場合には、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、中小企業者については、設立後3年を経過していない法人は、適用除外事業者該当しません。

また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など措置法第42条の4第8項第8号及び租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第27条の4第13項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合など措置法第68条の9第8項第7号及び措置法令第39条の39第12項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

(4) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われ、この制度の適用はありませんので注意してください。